

音声告知放送は 10 月末で終了します

端末機は各家庭で取り外し、廃棄をお願いします



10 月末をもって音声告知放送を終了します。放送終了後、各ご家庭に設置している音声告知放送端末機については、接続されているケーブル類を取り外しの上、地区ごとに以下の指定日に「もやせないごみ」として廃棄をお願いします。

クリーンセンター美馬の混雑を避けるため廃棄日を指定していますので、ご協力くださるようお願いいたします。

■各対象地域による端末機廃棄日一覧

対象地域	端末機廃棄日
美馬町にお住まいの方	11 月 10 日 (月)
木屋平にお住まいの方	12 月 9 日 (火)
穴吹町にお住まいの方	12 月 10 日 (水)
脇町 (大谷川より <u>東側</u>) にお住まいの方	令和 8 年 1 月 9 日 (金)
脇町 (大谷川より <u>西側</u>) にお住まいの方	令和 8 年 2 月 3 日 (火)

市販ルーターへの切り替えは お問い合わせください

端末機をルーターとして (株) 光ネットのインターネットサービス (「みまねっと」または「クオリア」) を利用されている方は、市販ルーターへの切り替え前に端末機を廃棄しますと、インターネットサービスを利用できなくなります。市販ルーターへの切り替えがお済みでない方は、(株) 光ネットにお問い合わせください。

問 (株) 光ネット ☎53-9933
(平日午前 9 時～午後 5 時)

※収集の関係上、大谷川を境とし脇町地区の指定日を分けています。なお、大谷川は「うだつの町並み」と「地域交流センターミライズ」の間の川です。

※広棚地区・東大谷地区は令和 8 年 1 月 9 日、西大谷地区は令和 8 年 2 月 3 日です。

※上記指定日に出せなかった場合は、3 月以降の「もやせないごみ」の日にお出しく下さい。

※指定袋については、お手数ですが、各ご家庭で用意くださいますようお願いいたします。

※緊急通報装置をご利用の方につきましては、11 月以降も一定期間、端末機が必要です。

長寿・障がい福祉課から順次、機器入れ替えのご連絡をしますので、
それまで端末機を廃棄せずお待ちください。

※廃棄しない場合でも、支障はありませんが電源アダプターは抜いて
いただくようお願いします。



市から、端末機の回収を依頼している業者はありません。
回収を名乗る業者が来た場合、詐欺などにご注意ください。



緊急通報装置

問 廃棄について：デジタルトランスフォーメーション推進課 ☎52-1717
緊急通報装置について：長寿・障がい福祉課 ☎52-5605